# 小田原市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

#### 1 業務概要

- (1) 件 名 小田原市文化財保存活用地域計画策定支援業務(以下、「本業務」という。)
- (2) 目的・内容 小田原市文化財保存活用地域計画策定支援業務委託仕様書(以下、「仕 様書」という。)のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和6年(2024年) 3月29日まで

# 2 事業費上限額

5,500,000円 (消費税及び地方消費税を含む) 支払いについては、業務完了後の一回払いとする。

# 3 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者(以下「参加者」という。)は、単体企業又は複数の事業者により構成される共同企業体とし、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1) 単体企業の場合

ア 小田原市契約規則(昭和39年小田原市規則第22号)第5条の規定に該当するものであること。

# 小田原市契約規則(抄)

(入札参加資格)

- 第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令(昭和22年政令 第16号。以下「令」という。)第167条の4に規定するもののほか、次の各号(財 産の売払いに係る一般競争入札にあつては、第2号に限る。)に掲げる要件を満た す者でなければならない。
  - (1) 引き続き1年以上その事業を営んでいること。
  - (2) 小田原市暴力団排除条例(平成23年小田原市条例第29号)第2条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
  - (3) 令第167条の5第1項の規定により定める資格を有する者であること。
- イ 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度小田原市の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続き開始の申立てがなされていなかった者とみなす。

- ウ 参加申込書の提出期限から契約締結日までのいずれの日においても、小田原市、 神奈川県又は国(公社、公団及び独立行政法人を含む。キにおいて同じ。)から指名 停止処分を受けていないこと。
- エ 地方税及び国税の滞納がないこと。
- オ 小田原市文化財保存活用地域計画策定業務プロポーザル審査委員会の委員が経営 又は運営に関与していない者であること。
- カ 小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていること(営業種目が「都市計画 及び地方計画」、「調査業務委託」または「その他の請負等委託」のいずれかである こと。)。ただし、小田原市競争入札参加資格者名簿に未だ登録されていないが、参 加申込書を提出した時点で、該当業務に係る営業種目において現に申込中であり、 候補者を選定する期日までに登録が完了する場合は例外とする。
- キ 国または地方公共団体が発注する同種業務または類似業務を、平成30年度から令和4年度までに受注し、かつ履行した実績を1件以上有していること。

同種業務とは、文化財保存活用地域計画の計画策定又は策定支援業務とする。 類似業務とは、歴史文化基本構想、歴史的風致維持向上計画等の策定又は策定支援業務とする。

ク 本業務の管理技術者(担当技術者を統括する者)及び仕様書「5 業務内容等」 における各業務の担当技術者は、キに掲げる同種業務又は類似業務に従事した経験 を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を 有する者を選任すること。

# (2) 共同企業体の場合

- ア 全ての構成員が小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されている(営業種目は 問わない。)とともに、(1)アからオまでの要件をすべて満たすこと。ただし、小田 原市競争入札参加資格者名簿に未だ登載されていないが、参加申込書を提出した時 点で、現に申込中であり、優先交渉権者を選定する期日までに完了する場合は例外 とする。
- イ 構成員のうちいずれかの企業が(1)カ及びキの要件を満たすこと。
- ウ 共同企業体が(1)クの要件を満たすこと。
- エ 共同企業体で参加申込みをする場合は、次の事項に留意すること。
  - (ア) 共同企業体の代表となる構成員を定め、その構成員が本プロポーザルの参加申 込み及び企画提案書の提出を行うこと。
  - (イ) 1事業者が複数の共同企業体の構成員となることはできない。また、共同企業 体の構成員となりながら単独で参加申込みをすることもできない。
  - (ウ) 代表となる構成員及び構成員を変更することはできない。ただし、構成員に限り、やむを得ない事情があると認めた場合は、変更を認めるものとする。
  - (エ) 構成員の数は、3者以内とする。

# 5 参加申込書の提出に係る手続

(1) 提出書類

書類	備考		
参加申込書【様式1】	・代表者印を押印すること。		
誓約書【様式2】	・共同事業体の場合は、代表企業を1者選定すること。		
共同事業体結成届	・単体企業の場合は不要。		
【様式3】	・協定書の写しを添付すること。		
事業者概要【様式4】	・共同事業体の場合は、全ての構成員が提出すること。		
	・欄内に示しきれない場合は、別紙での提出も認める。		
	・次の書類(又はその写し)を添付すること(共同事業		
	体の場合は、全ての構成員が提出すること。)。		
	1 前年度の法人事業税の納税証明書		
	※都道府県で発行されたもので、最新の事業年度の		
	記載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載		
	されている未納額が0円であるものに限る。		
	2 前年度の法人税並びに消費税及び地方消費税の記		
	載がある納税証明書(その1)		
	※税務署で発行されたもので、最新の事業年度の記		
	載内容であるもの。ただし、納税証明書に記載さ		
	れている未納額が0円であるものに限る。		
	3 市税完納証明書		
	4 直近3年度分の貸借対照表		
	5 直近3年度分の損益計算書		
	6 直近3年度分の株主資本等変動計算書		
	7 直近3年度分のキャッシュ・フロー計算書		
	・参加者が、かながわ電子入札共同システムに未登録の		
	場合は、次の書類(又はその写し)を添付すること。		
	1 定款及びその他の規約		
	2 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)		
	※3か月以内に発行されたものに限る(3、4にお		
	いて同じ。)。		
	3 営業証明書		
	4 印鑑証明書		

# 同種・類似業務受託実績 【様式5】

- ・平成30年度から令和4年度までにおいて、国や地方公共団体から受託した業務の実績を最大6件(単体企業、共同事業体いずれの場合も、最大6件(共同事業体の場合は、共同事業体の実績又は構成員の実績を合わせて最大6件)の実績)を記入する。
- ・同種業務の契約を優先して記載すること。
- ・業務継続中の契約も実績として取り扱うことを認める。
- ・業務実績に係る契約書(鑑)の写しを添付すること。

# 業務実施体制(配置従事者)調書【様式6】

- ・管理技術者及び各担当技術者について記入する。
- ・業務実績に係る契約書(鑑)の写しを添付すること。
- ・当該従事者は、死亡、傷病、退職等の極めて特別な理 由が生じた場合を除き、原則として、業務期間中の変 更を認めない。
- ・ただし、本市が不適切と判断した場合には受注者と協 議の上、当該従事者の変更を要請する場合がある。

### (2) 提出期限

令和5年(2023年)7月24日(月)午後5時まで(必着)

(3) 提出先

小田原市文化部文化財課(小田原市役所 5 階) 〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地 電話 0465-33-1717(直通) FAX 0465-33-1714(直通)

(4) 提出部数

各1部

(5) 提出方法

A4サイズの簡易なファイルを使用し、上記5(1)の順に提出書類を綴じて、提出期間内に持参または郵送する。

持参の場合は、提出期限までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで。郵送の場合は、提出期限までに到着するものとするほか、書留郵便等の配達の記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできない。

#### 6 候補者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、参加事業者の提案を受けて評価・採点を行い、最優秀 提案者を本業務の委託事業者の優先交渉権者に選定するものとする。

審査は、下記12(4)「審査の評価項目及び配点」に基づき、審査委員会の委員及び審査 委員会事務局が客観的に公平かつ厳正に行うものとする。

# 7 説明会

説明会は開催しない。

## 8 質疑·回答

(1) 質疑

ア 質問方法

質問の受付期間内に、「質問書」(様式7)を電子メールにより提出すること。なお、口頭又は電話による質問は受け付けない。

イ 質問の受付期間

令和5年(2023年)6月23日(金)から7月5日(水)午後5時まで

ウ 提出先

小田原市文化部文化財課電子メールアドレス bunkazai@city.odawara.kanagawa.jp

(2) 回答

ア 回答方法

小田原市ホームページにて公開

イ 回答期日

令和5年(2023年)7月13日(木)

### 9 参加申込資格審査

提出された参加申込書等により、上記4「参加資格」を満たしているかについて審査し、その結果については令和5年(2023年)8月1日(火)(予定)に「参加資格審査結果通知書」(様式8)により「参加申込書」(様式1)に記載されている担当者のE-mailアドレスに対し電子メールにて通知する。

# 10 企画提案書作成方法

(1) 提出書類

ア 企画提案書提出届 (様式9)

イ 企画提案書(任意様式)

ウ 参考見積書(任意様式)

(2) 提出期限

令和5年(2023年)8月17日(木)

(3) 提出先

上記5(3)と同じ

(4) 企画提案書及び参考見積書作成要領

ア 企画提案書は原則としてA4版の両面使用で作成すること。文字は注記等を除き 原則として11ポイント程度以上の大きさとすること。

- イ 下記12(4)「審査の評価項目及び配点」に及び仕様書に沿って企画提案を作成する こと。
- ウ 企画提案書は、できる限り平易な表現(図表等を含む。)で作成すること。
- エ 仕様書に示す要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、 当該業務が小田原市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行う こと。

- オ 提出物は様式順に編冊のうえ提出すること。また、様式の番号に対応したインデックスラベル等を付すとともに、編冊通しでページ番号を各ページの下部に付すこと。
- カ 参考見積書の宛先は小田原市長、業務名は「小田原市文化財保存活用地域計画策 定支援業務」とし、業務者の所在、商号又は名称、代表者職氏名を記載の上、代表 者印を押印すること。
- キ 参考見積書は、当該業務に必要な全ての経費を見積ること。また、その積算内容 を業務別に記載した内訳(様式任意)を添付すること。
- (5) 提出方法

上記5(5)と同じ

(6) 提出部数

10部(記名版3部(正本1部、副本2部)、無記名版7部)

- ※ 記名版は、表紙、企画提案書及び参考見積書に提案者名、関連企業名、ロゴマーク等の提案者が特定できる情報が記載されたものとする。
- ※ 正本は代表者印が必要。副本は複写可とする。
- ※ 無記名版は、内容は記名版と同じとするが、表紙、企画提案書及び参考見積書 を含め、提案者を特定できる情報を記載しないこと。

## 11 参加辞退

参加申込書兼誓約書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することとなった場合は、令和5年(2023年)8月23日(水)までに「参加辞退届」(様式10)を上記5(2)に持参または郵送にて提出すること。

# 12 審査方法

(1) 審查委員会

審査は、小田原市文化財保存活用地域計画策定業務委託プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において実施する。

(2) 審査

ア 候補者の選定は、書類審査及びプレゼンテーション評価により行う。

イ 参加者が1者の場合でも本プロポーザルは成立するものとし、審査を実施する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリング(非公開)

ア 令和 5 年 (2023年) 8 月 24 日 (木) (予定) にプレゼンテーションを実施する。場 所、時間については、別途通知する。

イ プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いて、20分以内で説明するものとし、ヒアリング(質疑応答)を行うものとする。なお、プレゼンテーションで使用する資料は、提出書類(企画提案書等)に記載した内容に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

ウ プレゼンテーションに出席できる者は3名までとする。なお、本業務を実施する 際の責任者は必ず出席することとする。 エ プロジェクタ、スクリーン及びHDMIケーブルは市で用意する。パソコンは参加事業者で用意すること。接続の際に変換器が必要な場合は持参すること。

# (4) 審査の評価項目及び配点

区分	審査項目	評価基準	配点
業務遂行能力	履行実績	本業務と同種の業務又は本業務に類似する業務に関する実績が十分	15
		であるか。	
	実施スケジュール	作業スケジュールに無理がなく実現性が高いか。	10
		業務を適正に執行できる実施体制が具体的に提案されているか。ま	15
	実施体制	た、業務の適正な執行に必要な知識、経験、能力、実績を有した担当	
		者及び人員数が配置されているか。	
企画書の評価	提案	文化財の保存活用に関する具体的な提案がなされているか。	20
	仕様書との対比	仕様書の内容を満たしているか。	10
		仕様書の内容以外の提案はあるか。	15
	提案内容の具体 性	国の方針に基づく計画及び小田原市総合計画等の行政計画に配慮し	10
		た提案内容であるか。	
		小田原市の特徴、課題を把握した企画・提案となっているか。	15
企画提案内容	業務目的	本業務の目的を十分に理解し、その目的を達成することが期待され	20
		るか。	
	情報収集・活用	本業務に関連する類例が提案に示されているか。	10
	課題解決企画力	課題解決のための企画力と実効性を有した提案がなされているか。	15
企業評価・取 組姿勢	説明力	提案内容の説明が分かりやすく、かつ論理的で理解できるものか。	10
	知識力	質問に対する応答が的確で、かつ迅速であるか。	10
	取組意欲	プレゼンテーションから積極的に取り組む姿勢や努力・熱意を感じ	10
		られたか。	
	地域貢献	市内事業者の活用見込みがあるか。	5
必要経費	見積金額	提案内容によって想定される経費が適切に算定されているか。	10
合 計			

# (5) 候補者(優先交渉権者)の選定

- ア 各評価点数を合計し、最高得点者を候補者とし、最高得点者の次の高得点者を次 点者として選定する。最高得点者又は次点者が複数の場合は、委員会の総合的な審 査により選定する。
- イ 委員会の委員の半数以上から、評価項目のいずれか同一の項目において 0 点と評価された者は、失格とする。
- ウ 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したとき は、優先交渉権者を選定しない。

#### 13 審査結果

審査結果は、令和5年(2023年)9月7日(木)に、参加申込書兼誓約書(様式第1号)に記載された担当者の電子メールアドレスあてに通知するとともに、本市ホームページで候補者名を公表する。また、後日、文書でも通知する。

#### 14 日程

内 容	実施時期
実施要領の公表	令和5年(2023年)6月22日(木)
質問書の提出締切	令和5年(2023年)7月5日(水)
質問書に対する回答	令和5年(2023年)7月13日(木)
参加申込書の提出締切	令和5年(2023年)7月24日(月)
参加資格の審査結果通知	令和5年(2023年)8月1日(火)
企画提案書及び参考見積書の提出締切	令和5年(2023年)8月17日(木)
プレゼンテーションの実施	令和5年(2023年)8月24日(木)
結果通知	令和5年(2023年)9月4日(月)
優先交渉権者及び審査結果公表	令和5年(2023年)9月7日(木)
契約の締結	令和5年(2023年)9月中旬

## 15 提出書類の取扱い

- (1) 参加申込書兼誓約書、企画提案書その他提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルの審査以外には使用しない。ただし、優先交渉権者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、小田原市が必要と認める場合には、小田原市は、優先交渉権者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用することができるものとする。

#### 16 契約締結事務

プロポーザルは、本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定するものであることから、具体的な業務は、企画提案書等に記載された内容を反映しつつも、小田原市との協議に基づいて実施するので、経費縮減及び機能向上を図るために協議を行う予定である。

(1) 仕様等の確定について

契約締結に向けて優先交渉権者と協議を行うが、優先交渉権者の選定をもって優先 交渉権者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。協議により必 要な範囲内において企画提案書の項目の変更、追加及び削除を行ったうえで本契約の 仕様に反映させることができるものとする。また、当該協議が整わない場合で、次順 位者が優先交渉権者となったときも同様とする。

- (2) 契約金額の確定について 契約金額は、原則として企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。
- (3) 契約保証金について

小田原市契約規則(昭和39年6月1日小田原市規則第22号)第29条の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

# 17 情報公開

(1) 小田原市は提出された企画提案書等について、小田原市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、事業を営むうえ

で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

(2) 次に掲げる事項について、小田原市ホームページにおいて公表する。

ア 業務名

イ 契約期間

ウ 選定した優先交渉権者の名称

## 18 費用負担

参加申込書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルへの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とする。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと きは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルへ の参加に要した費用を小田原市に請求することはできない。

# 19 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 提案見積金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) 審査委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

#### 20 問い合わせ先

小田原市文化部文化財課 担当:本多、長谷川

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪300番地

電話 0465-33-1717 (直通) FAX 0465-33-1714 (直通)

E-mail bunkazai@city.odawara.kanagawa.jp

#### 21 その他

- (1) 本提案により知り得た情報を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 審査委員会の委員が関係する事業者は参加できない。
- (3) 参加申込書等に記載した配置予定の業務担当者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務担当者であるとの小田原市の了承を得なければならない。